

議案第2号

幸手市男女共同参画を推進する条例及び幸手市いじめの
防止等のための組織に関する条例の一部を改正する条例

(幸手市男女共同参画を推進する条例の一部改正)

第1条 幸手市男女共同参画を推進する条例（平成29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第19条中「人権推進課」を「庶務課」に改める。

(幸手市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正)

第2条 幸手市いじめの防止等のための組織に関する条例（平成29年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第23条中「人権推進課」を「庶務課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月18日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

令和8年度の組織機構の改編に伴い、各条例で使用されている課名を改正したいので、この案を提出するものである。